

聖隷訪問看護ステーション横須賀 重要事項説明書
(訪問看護サービス)

訪問看護サービスの提供に関し、_____様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1、事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町218番地26
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号・FAX	電話 053(413)3300 FAX 053(413)3314

2、事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護ステーション
事業所の名称	聖隷訪問看護ステーション横須賀
所在地	〒238-0313 神奈川県横須賀市武三丁目39番1号
開設年月	平成10年11月1日
電話番号・FAX	電話 046(857)8840(代表) FAX 046(857)8768(代表)
管理者氏名	所長 久保田 南美
介護保険事業者番号	1461990084
指定年月日	平成12年2月2日
サービス提供する通常の実施地域	横須賀市・三浦市・葉山町
併設サービス事業所	介護老人福祉施設横須賀愛光園・介護老人福祉施設横須賀愛光園ユニット型・横須賀愛光園短期入所事業・横須賀愛光園デイサービスセンター・西第二地域包括支援センター・聖隷ケアプランセンター横須賀・聖隷ヘルパーステーション横須賀・聖隷看護小規模多機能横須賀

3、営業日および営業時間

営業日及び営業時間は次の通りとする。ただし、利用者の状況等により、必要と認められる場合はこの限りではない。

営業日	月曜日から金曜日〔祝日を除く〕 ただし、12月29日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時
提供時間帯	月曜日から金曜日〔祝日を除く〕 午前8時30分から午後5時 ただし、12月29日から1月3日までを除く *希望する利用者には、24時間対応体制がある

4、職員の概要（主に従事たる職員）

職 種	
管 理 者	久保田 南美
看 護 師	14名 常勤兼務 9名 非常勤兼務 5名
理学療法士	1名 非常勤兼務 1名
事 務	1名 常勤兼務 1名
令和6年8月1日現在	

職員数は、変動することがあります。

5、訪問看護ステーションの概要

(1)事業の目的

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す。

(2)運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

(3)指定訪問看護ステーションの内容

項目	内容 方法など
スタッフについて	交代制で複数のスタッフが訪問に伺います。 指名制ではありませんので、ご了解くださいますようお願いいたします。
訪問看護計画書の作	利用者の希望、心身の状況、主治医の指示及び居宅サ

成	サービス計画書をふまえて、訪問看護計画書を作成します。
訪問看護計画書に沿ったサービスの提供	懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
訪問看護記録	訪問看護計画書に従ったサービスの実施状況および評価を訪問看護記録用紙に記録します。
利用者または家族への説明および指導	計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。また訪問看護の観点から療養上必要となる事項について指導等をおこないます。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を居宅支援事業者に報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

6、利用料金

別紙に定めます。

加算等により、利用料金が増える場合は、改めて説明をさせて頂き、同意を確認させて頂きます。

7、苦情申し立て先

申し立て先	内容 別紙約款10条の内容に関する事。
	受付時間：平日午前8時30分から午後5時 聖隷訪問看護ステーション横須賀 電話 046(857)8840 管理者 所長 久保田 南美

* その他の申し立て先 *

- ・ 横須賀市 民生局福祉こども部介護保険課給付係
電話 046(822)8253
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 三浦市 保健福祉部 高齢介護課
電話 046(882)1111
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 葉山町 福祉課 介護保険係
電話 046(876)1111
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係
電話 045(329)3447
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

8、利用者の留意事項

項目	内容
訪問スケジュールの変更	利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、前日の17時までに、ご連絡下さい。ただし、利用者の容態の急変など緊急やむをえない事情がある場合には、その限りではありません。
緊急時の連絡対応体制	安心して在宅療養をしていただく為に、24時間をとおり連絡、対応できる体制をとっています。その為には申し込みが必要で、一定額の利用料金が必要です。
金品の管理や訪問時もてなしの辞退	年金の管理や金銭の貸借などの取り扱いは出来ません。また訪問時職員に対する贈り物や飲食のもてなしもご遠慮いたします。

9、緊急時等における対応方法

訪問看護の提供を行っている場合において利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の措置を講じます。

10、提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

11、従業員の研修機会の確保

訪問看護師等の質的向上を図るための職場内研修と職場外研修の機会を年1回以上設けています。

12、衛生管理

- ・ 看護師等は清潔の保持及び定期健診等による健康管理を行っています。
- ・ 設備及び備品等について、委員を中心に衛生管理に努めています。

13、秘密の保持等

- ・ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らすことはありません。なお、退職した場合も同様の義務を負います。
- ・ 他機関への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行います。

1 4、事故発生時の対応

- ・ 訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録いたします。
- ・ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償いたします。

1 5、身元引受人

身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は以下の通りです。なお、身元引受人は、民法（債権人）に定める連帯保証人としての責務を負います。

- ① 重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証
 - 1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
 - 2) 前項の連帯保証人の負担は、極度 60 万円を限度とする。
 - 3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- ② 面談、その他ご利用者に関して必要と思われる事項
※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明し、交付しました。

1 6、虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

説明日	令和	年	月	日
名称	聖隷訪問看護ステーション横須賀			
説明者				印

(附則)

この重要事項説明書は、平成18年4月1日から実施する。

平成24年4月1日改訂	平成25年1月1日改訂
平成25年8月1日改訂	平成25年12月10日改訂
平成26年4月1日改訂	平成26年6月9日改訂
平成27年3月1日改訂	平成27年4月1日改訂
平成27年8月1日改訂	平成28年9月1日改訂
平成29年4月1日改訂	平成29年5月1日改訂
平成29年6月1日改訂	平成29年8月1日改訂
平成29年10月1日改訂	平成29年11月13日改訂
平成30年1月1日改訂	平成30年2月1日改訂
平成31年2月1日改訂	平成31年2月18日改訂
平成31年4月1日改訂	令和1年5月1日改訂
令和1年10月1日改訂	

(4 職員の概要・5 (3) スタッフについて・7 苦情申し立て先・8 訪問スケジュールの変更、の訂正・9 緊急時等における対応方法・10 提供するサービスの第三者評価の実施状況・11 従業員の研修機会の確保・12 衛生管理・13 秘密の保持・14 事故発生等の対応、の追記)

令和1年11月26日改訂 (4 職員の概要)

令和2年4月1日改訂 (2 事業所の概要・サテライト事業所削除・4 職員の概要・15 身元引受人追加)

令和2年6月1日改訂 (4 職員の概要)

令和2年10月27日改訂 (4 職員の概要)

令和3年4月1日改訂 (1 法人所在地・代表者氏名・4 職員の概要)

令和3年10月1日改訂 (4 職員の概要)

令和4年4月1日改訂 (4 職員の概要)

令和4年5月1日改訂 (4 職員の概要)

令和4年6月1日改訂 (4 職員の概要)

令和4年11月1日改訂 (4 職員の概要)

令和5年4月1日改訂 (2 事業所の概要 併設サービス事業所追加)

令和6年1月1日改訂 (1 事業者 法人所在地変更)

令和6年4月1日改訂 (4 職員の概要)

令和6年4月25日改訂 (4 職員の概要)

令和6年6月1日改訂 (16 虐待の防止)

令和6年8月1日改訂 (4 職員の概要)